

議案第12号

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施

次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1～14 略	略
15 道路交通法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	略

(46)～(70) 略

2 略

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施

次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1～14 略	略
15 道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	略

(46)～(70) 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。